

国民健康保険税

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源です

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(国民健康保険税)を出し合って、医療費などを補助する「助け合いの制度」です。保険税は、国などの負担金とともに加入者の医療費に充てられる大切な財源です。

納税義務者

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主であっても、世帯内に加入者がいる場合は、その世帯主に課税されます。

税率および課税方法

税率は前年度と変更ありません。加入している人それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計金額が課税されます。税率などは「表1」のとおりです。

また医療分、後期高齢者支援金分は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が課税の対象となります。

保険税の軽減(減額)

前年の所得が一定額以下の世帯は、均等割、平等割を軽減します。ただし、世帯内に所得の申告をしていない人がいると、

軽減されません。

● 6割軽減

世帯主と加入者の前年所得の合計が33万円以下

表1 〈国民健康保険税の税率〉

課税区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額 (前年の所得－33万円)×税率	6.5%	1.5%	1.2%
資産割額 土地と家屋の固定資産税額×税率	30.0%	—	—
均等割額 加入者1人当たり	12,000円	12,000円	12,000円
平等割額 1世帯当たり	20,000円	—	—
課税限度額 世帯に課税される上限の額	47万円	12万円	9万円

表2 〈被災した人の減免の基準〉

合計所得金額 (世帯主と国保加入者の合計)	減免の割合	
	全壊	半壊
500万円以下の場合	全額	2分の1
750万円以下の場合	2分の1	4分の1
750万円を超え 1,000万円以下の場合	4分の1	8分の1

※震災によって障害者となった場合は、該当する期間に係る税額のうち10分の9を減免します。

● 4割軽減

世帯主と加入者の前年所得の合計が33万円＋加入者数(世帯主を除く)×24・5万円以下

被災した人の減免

東日本大震災により、居住する住宅(借家を除く)が受けた被害の程度や国保加入世帯の所得状況などに応じて、平成24年度の保険税のうち、4月から9月

分までを減免します。減免の基準は「表2」のとおりです。

市が行った被害調査を基に手続きをしますので、申請の必要はありません。該当となる人には、減免後の税額を記載した納税通知書を郵送します。

非自発的失業者に係る保険税の軽減

勤務先の倒産、解雇などにより離職した人は、平成22年度以降の保険税が軽減されます。

● 対象となる人

- 平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の人で、次の要件に該当する人
- 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などで離職)
- 雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどで離職)

● 軽減の内容

所得割額の計算の基礎となる前年の給与所得を100分の30と見なして保険税を計算します。

● 対象期間

離職した翌日から翌年度の3月31日まで(社会保険などに加入し、国保の資格を喪失すると終了)

● 軽減を受けるための申告

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って、保険年金課国民健康

保険班または各支所住民室で手続きをしてください。

納税通知書の送付

6月中旬に郵送します。内容を確認してください。

保険税の納付方法

● 普通徴収(納付書・口座振替)

納付書に記載のある金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどの納付、または口座振替での納付になります。

6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

● 特別徴収(年金引き落とし)

年金収入額や世帯の国保加入状況から、特別徴収の対象となるか決まります。

対象となる人は、年金の支払い月に年金から直接引き落としになります。

保険税(料)を重複して納める心配はありません

75歳を迎える年は、後期高齢者医療制度の加入者となります。この年は保険税と後期高齢者医療制度の保険料をそれぞれ月割りで計算しますので、重複することはありません。

問い合わせ先
税務課課税班

☎ 62・5321